

# 家族教室だより

令和4年10月発行



みなさん、こんにちは。気持ちの良い秋風が吹き渡る季節となりました。

第2回家族教室（9月1日開催）は、ときめきの精神保健福祉士の 門岡貴子先生をお招きし、精神疾患との付き合い方、事業所、就労についてなど分かりやすいご講義をしていただきました。その後の座談会では、皆様、活発な意見交換、ご自身の経験談についてのお話、先生からも寄り添ったアドバイスをいただきました。今回は、その一部をご紹介します。



## 今治市障害者地域活動支援センター「ときめき」とは？

場所▶今治市天保山町2丁目2-1

電話番号▶0898-34-3081

内容▶福祉サービス（ヘルパー、就労支援事業所など）利用のお手伝い  
余暇活動・講座（絵画教室、書道教室、レクバレーなど）の提供

利用時間▶9:00～18:00

休館日▶火曜日、祝日、年末年始

利用料▶無料（講座によっては50円～200円程度実費負担あり）



## 就労・就労支援について

●**就労継続支援A型** 一般企業に雇用されることが困難であって、**雇用契約に基づく就労が可能**である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行います。

●**就労継続支援B型** 一般企業に雇用されることが困難であって、**雇用契約に基づく就労が困難**である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行います。

●**就労移行支援** 一般企業等に就職するための支援

●**就労定着支援** 一般企業に就職した後の支援



**就職することがゴールではなく、長く働き続けられることが目標**

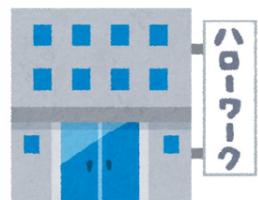
## 相談窓口

### ●障害者就業・生活支援センター

就職するための支援や仕事を続けていくための支援、生活習慣に関する助言及びサービス情報の提供などの支援を行っています。

### ●ハローワーク

仕事を探すとき・求人の情報を得たいとき・職業訓練校へ入校したいとき、雇用保険の失業給付を受けるときの相談等を行っています。



## 障がい福祉サービス利用について

### 利用対象者

- 障害者手帳の交付を受けている
  - 精神障がいを事由とする障害年金を受けている
  - 自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付を受けている
  - 医師の診断書（診断名には条件あり）がある
  - 特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている
- 上記のいずれかに当てはまる方

障害者手帳



### 就労支援事業所を利用するまでの流れ（例）

#### ①市役所の障がい福祉課で利用申請

障がい手帳と認め印が必要。相談支援事業所でも申請代行可能です。

#### ②事業所見学

作業内容、利用時間、工賃、送迎の有無などの確認がポイントです。

#### ③体験利用

実際にお仕事を体験します。体験日数は人によって異なります。

#### ④利用契約

相談員と一緒に利用計画を作成し、受給者証を発行します。受給者証ができ次第事業所と利用契約を結びます。



## ご家族にお願いしたいこと

**本人のペースに合わせて見守る。**

就労は本人なりのペースでしか進まない。

**生活リズムを整えるためのサポートをする。**

就労するためには生活リズムの安定が大前提。

生活面のサポートは家族の協力が不可欠。

**専門機関を頼ることが大切。**

役割分担が必要



発行・問合せ先

今治市中央保健センター

（今治市役所 健康推進課）

住所：今治市南宝来町1-6-1

TEL：0898-36-1533



## 第3回家族教室

日時：11月10日（木）13:30～15:00

場所：中央保健センター

内容：講話 ～こころとからだの健康づくり～

（講師：今治市役所 理学療法士）

ストレッチ

座談会

※動きやすい服装でお越しください。